

2014年（平成26年）6月12日

藤沢市教育委員会
委員長 井上 公基 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

児童生徒の事故措置の事務に係るコンピュータ処理について
（答申）

2014年（平成26年）5月30日付けで諮問（第665号）された児童生徒の事故措置の事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは「3 審議会の判断理由」に述べるところにより、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の災害共済給付制度は、小学校、中学校及び特別支援学校（以下「小中特別支援学校」という。）の管理下における児童生徒等の災害（負傷・疾病・障害又は死亡）が発生した際、小中特別支援学校の設置者が児童生徒についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により、当該児童生徒の保護者等の同意を得て、当該医療費・障害・死亡見舞金の申請・給付を行っているものである。

センターでは、平成17年4月より事務の省略化、効率化により保護者等に給付するまでの迅速化を図るため災害共済給付オンライン請求システムが導入され、平成19年1月1日より「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書」の一部改正により給付金の請求及び支払通知は災害共済オンラインシステム（以下、「システム」という。）により行うこととされた。

オンライン請求システムは、学校から紙媒体（学務保健課経由セン

ターに送付)及びオンラインで申請されたものを教育委員会(学務保健課)として、紙およびオンライン上の審査を行いセンターへ申請手続きを(紙・オンライン)するものである。

藤沢市では、学校にパソコンやインターネットの環境が整っていなかったため、学校が行うべきオンラインによる手続きの過程を教育委員会(保健給食課・学務保健課)で行っている。〔平成19年4月1日より2校分(2007年 平成19年3月8日答申第244号)・平成20年4月1日より55校分)〕。

平成26年3月より、市立中学校19校および特別支援学校1校、計20校に校務用パソコンが教員1人に1台が設置され、学校からのシステム申請の環境が整ったため、平成27年度より市立中学校・特別支援学校20校については、本来学校が行う手続きである申請手続きを学校からインターネットのシステムを利用した申請に移行するもので、18条のコンピュータ処理に当たるので諮問するものである。

(2) コンピュータ処理について

ア 学校におけるコンピュータ処理の必要性

センターでは、災害共済給付オンライン請求システムを使用し請求事務を行っているが、藤沢市立学校では、IT環境が整備されていなかったため、学校の申請業務を学務保健課が行っている。

平成26年3月より、市立中学校19校および特別支援学校1校、計20校に校務用パソコンが成績等に関わる教員1人に1台が設置され、学校からのシステム申請の環境が整ったため、平成26年9月1日より試行し、平成27年度に市立中学校・特別支援学校20校については、本来学校が行う手続きである申請手続きを学校からインターネットのシステムを利用した申請業務を各学校で実施するものである。

イ コンピュータ処理する情報

(ア) 災害報告書の次の情報

被災児童生徒の在籍学校名、学校所在地・学校長氏名、氏名、フリガナ、学年、組、生年月日、性別、保護者等(受給者)氏名、災害発生の場所に係る情報、災害発生の場合に係る情報、災害発生の年月日、曜日、時間、災害発生の状況に係る情報、応急処置や医療機関への移送など災害発生に対して小中特別支援学校側のとった措置状況に係る情報、その他参考となる事項に係る情報

(イ) 災害継続報告書の次の情報

被災児童生徒の在籍学校名、学校所在地・学校長氏名、氏名、フリガナ、学年、組、生年月日、性別、保護者等(受給者)氏名、災害発生日、その他参考となる事項に係る情報

(ウ) 医療等の状況の次の情報

被災児童生徒の氏名、性別、生年月日、療養年月、負傷の部位、傷病名、診療開始日に係る情報、診療実日数、転帰に係る情報、入院に係る情報、診療報酬請求点数等に係る情報

(エ) 医療等の状況(入院分(自由診療))の次情報

被災児童生徒の氏名，性別，生年月日，療養年月，傷病名，負傷の部位，診療開始日，診療実日数，転帰に係る情報，入院に係る情報，合計点数に係る情報

(オ) 医療等の状況(入院外分(自由診療))の次の情報

被災児童生徒の氏名，性別，生年月日，療養年月，傷病名，負傷部位，診療開始日，診療実日数，転帰に係る情報，合計点数に係る情報

(カ) 医療等の状況(歯科分(自由診療))の次の情報

被災児童生徒の氏名，性別，生年月日，療養年月，傷病名，負傷の部位，診療開始日，診療実日数，転帰に係る情報，合計点数に係る情報

(キ) 医療等の状況(柔道整復師)の次の情報

被災児童生徒の氏名，性別，生年月日，療養年月，負傷名，負傷の部位，転帰に係る情報，施術開始の年月日，施術終了の年月日，施術実日数，合計金額に係る情報

(ク) 医療等の状況(はり師・きゅう師)の次の情報

被災児童生徒の氏名，性別，生年月日，療養年月，傷病名，負傷の部位，医師の同意の有無，転帰に係る情報，施術開始の年月日，施術終了の年月日，施術実日数，合計金額に係る情報

(ケ) 訪問看護明細書の次の情報

被災児童生徒の氏名，性別，生年月日，療養年月，主たる傷病名指示年月日，訪問開始年月日，実日数，訪問終了の状況に係る情報，合計金額に係る情報

(コ) 治療用具・生血明細書の次の情報

被災児童生徒の氏名，性別，生年月日，療養年月，傷病名，初診年月日，装具装着，生血使用年月日，装具装着，生血に要した費用

(サ) 調剤報酬明細書の次の情報

被災児童生徒の氏名，性別，生年月日，療養年月，合計点数

(シ) 障害報告書の次の情報

被災児童生徒の氏名，フリガナ，学年，性別，保護者等(受給者)氏名，障害の原因となった負傷，疾病の発生日，発生時刻，障害の状況，当初の傷病名，初診日，傷病の治ゆ又は症状固定日，療養期間，障害種類の選択，障害診断書の傷病名，傷病部位の選択，受傷後から障害までの経過，医療機関の住所，医療機関名，医師の氏名

(ス) 死亡報告書の次の情報

被災児童生徒の氏名，フリガナ，学年，性別，保護者等(受給者)氏名，死亡の原因となった負傷，疾病の発生日，発生時刻，死亡の状況，当初の傷病名，死亡年月日，死亡した場所，死亡診断書又は死体検案書の「直接死因」，受傷後から死亡までの経過，医療機関の住所，医療機関名，医師の氏名，在籍校に係る情報

(セ) 医療費支払請求書

被災児童生徒の在籍学校名，氏名，学年，性別，災害発生年月日，
傷病名，給付金請求額

(ソ) 障害見舞金支払請求書

被災児童生徒の在籍学校名，氏名，学年，性別，災害発生年月日，
障害の状況

(タ) 死亡見舞金支払請求書

被災児童生徒の在籍学校名，氏名，学年，性別，災害発生年月日，
死亡の原因

ウ 安全対策について

(ア) 電算処理面

(a) 学校

①作成したデータをセンター独自のサーバに一時保存又は保存した状態では，確認・修正できるが，確認・修正期間30日と限定されており，当該期間が過ぎると，画面を呼び出し，修正することは出来ない。

②設置者及びセンターが入力する画面は，画面ごとに20分を経過すると動作が停止し，再度ログインするシステムとなっている。

③センターに送信した後は，入力データが残ることはなく，また，自己の作成したデータを画面に呼び出すことが出来ないシステムになっている。

④データ入力は，認証局（日本ペリサイン社）の「SSL」（セキュア・ソケット・レイヤー：暗号化通信）方式で行う。

⑤設置者のパスワードは，6ヶ月ごとに更新します。

⑥ユーザーIDはセンターから1つ受け取り，それにより操作権限のチェックを行う。

⑦設置者はインターネットによるシステムへの接続を行い，センターはプライベートネットワークによるシステムへの接続を行う。

※学務保健課の安全対策については承認済みである。

(b) センター

①センターにおいては，ファイヤーウォールの設置，ウイルス感染防止対策，パスワード，IDによる取扱権限の制限，アクセスログ管理による作業管理，個人情報管理に関する職員教育，指紋認証によるパソコン管理等のセキュリティを実施している。

②データ入力は，認証局（日本ペリサイン社）の「SSL」（セキュア・ソケット・レイヤー；暗号化通信）方式で行う。

③センターシステムは，厳重なウイルスチェック等のセキュリティ措置を講じている。

※センターの安全対策については承認済みである

(イ) 運用面

(a) 学校

操作者については，ユーザーID，パスワードを設定し，災害共

済給付業務担当職員のみ限定している。また災害共済給付業務個人情報取扱要領を作成し、厳格に対応する。

情報管理責任者：校長

※学務保健課の安全対策については承認済みである。

(b)センター

情報取扱上の保護対策

①独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、電子計算機処理データ保護管理規程を遵守している。

②個人情報保護についての職員研修を実施している。

③守秘義務の徹底を図っている。

④施錠式の保管庫に打ち出したデータの書類を保管している。

⑤不要帳票は裁断している。

⑥情報管理責任者：情報化統括責任者（CIO：経営・戦略業務担当理事）

⑦情報保管方法 入力画面を印刷した情報を施錠式保管庫に保管している。

※センターの安全対策については承認済みである。

(6) 実施時期

2014年9月1日実施予定

(7) 提出資料

ア 災害共済給付オンライン請求システム概略図

イ 災害共済給付業務個人情報取扱要領

ウ 独立行政法人日本スポーツ振興センター情報システム管理規程

エ 独立行政法人日本スポーツ振興センターが保有する個人情報の管理規則

オ 個人情報取扱事務届出書（学校・学務保健課）

カ 独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書の一部改正及び災害共済給付オンライン請求システムの利用について（通知）

キ 災害共済給付契約書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

センターでは、災害共済給付オンライン請求システムを使用し請求事務を行っているが、藤沢市立学校では、IT環境が整備されていなかったため、学校の申請業務を学務保健課が行っている。

平成26年3月より、市立中学校19校および特別支援学校1校、計20校に校務用パソコンが成績等に関わる教員1人に1台が設置され、学校からのシステム申請の環境が整ったため、平成26年9月

1日より試行し、平成27年度に市立中学校・特別支援学校20校については、本来学校が行う手続きである申請手続きを学校からインターネットのシステムを利用した申請業務を各学校で実施するものである。

(2) 安全対策について

実施機関が説明要旨(2)ウにおいて示す安全対策は次のとおりである。

ア 学校の安全対策

- (ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (ア)(a)の②, ⑤, ⑥及び(イ)(a)
- (イ) 情報の改ざんを防止するための措置 (ア)(a)の①
- (ウ) ネットワークからの情報流出を防止するための措置 (ア)(a)の③, ④, ⑤

イ センターの安全対策

- (ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (ア)(b)の①
- (イ) 情報の改ざんを防止するための措置 (ア)(b)の①
- (ウ) ネットワークからの情報流出を防止するための措置 (ア)(b)の①, ②, ③
- (エ) その他センターの安全対策を高めるための措置 (イ)(b)の①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥, ⑦

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

ただし、システム導入時から現在までの間に改定されたセンターの安全対策と、学務保健課とセンター、学校とセンターとの間のデータの流れの確認、及びそれぞれの実施場所での安全対策について再度確認をし、後日報告することを条件とする。

以 上